

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	株式会社エムアップ
【英訳名】	m-up, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 美藤 宏一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【電話番号】	03 - 5467 - 7125
【事務連絡者氏名】	取締役総務経理部長 藤池 季樹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【電話番号】	03 - 5467 - 7125
【事務連絡者氏名】	取締役総務経理部長 藤池 季樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的にを行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第36条を変更案第32条のとおり変更するものであります。なお、変更案第32条につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役として、美藤宏一郎、藤池季樹および皇達也の3氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、武田和豊、織原新一および今村肇の3氏を選任する。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬体系につきましては、平成23年6月23日開催の第7期定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを代えて、あらためて、監査等委員でない取締役の報酬額を、年額150百万円以内と定めたく、承認をお願いするものであります。第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額30百万円以内と定めたく、承認をお願いするものであります。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものいたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案	44,876	263	-	(注1)	可決 99.42
第2号議案					
美藤 宏一郎	44,595	544	-	(注2)	可決 98.79
藤池 季樹	44,628	511	-		可決 98.87
皇 達也	44,529	610	-		可決 98.65
第3号議案					
武田 和豊	44,631	508	-	(注2)	可決 98.87
織原 新一	44,544	595	-		可決 98.68
今村 肇	41,844	3,295	-		可決 92.70
第4号議案	44,406	733	-	(注3)	可決 98.38
第5号議案	44,387	752	-	(注3)	可決 98.33

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(注3) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。